

兵庫県条例第 号

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2 許容限度の大腸菌群数の欄中

「

大腸菌群数 〔単位1立方 センチメート ルにつき個〕

」

を

「

大腸菌数 〔単位1ミリ リットルにつ きコロニー形 成単位〕
--

」

に、「2,000」を「500」に、「800」を「200」に改める。

別表第3 許容限度の大腸菌群数の欄及び別表第4 許容限度の大腸菌群数の欄中

「

大腸菌群数 〔単位1立方 センチメート ルにつき個〕

」

を

「

大腸菌数 〔単位1ミリ リットルにつ きコロニー形 成単位〕
--

」

に、「800」を「200」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

現 行

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項及び第4項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、法第3条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準及びこれを適用すべき区域の範囲を別表第1から別表第4までのとおり定める。

別表第2

瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分		許容限度											
		生物化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕		フェノール類含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	銅含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立方センチメートルにつき個〕
					鉍油類	動植物油脂類							
既設特定事業場	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	と畜場	80(60)	80(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	(2,000)
その他の特定事業場	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	旅館その他の宿泊所	25(20)	25(20)	60(40)		—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業	25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)
	研究、試験、検査等の業務用の施設	25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)
	し尿処理施設	し尿浄化槽	25(20)	50(40)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	25(20)	60(50)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設	25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの	40(30)	40(30)	50(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6
排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	40(30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)
排水量400立方メートル以上のもの		20(10)	20(10)	30(20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)

備考1～12 (略)

別表第3

円山川水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分		許容限度											
		生物化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	フェノール類含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	銅含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立方センチメートルにつき個〕		

改 正 案

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項及び第4項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、法第3条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準及びこれを適用すべき区域の範囲を別表第1から別表第4までのとおり定める。

別表第2

瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準															
区分			許容限度												
			生物化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕		フェノール類含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	銅含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	大腸菌数 〔単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位〕	
						鉍油類	動植物油脂類								
既設特定事業場		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	と畜場		80(60)	80(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	(500)	
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	旅館その他の宿泊所		25(20)	25(20)	60(40)		—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療業		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(200)	
	研究、試験、検査等の業務用の施設		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(200)	
	し尿処理施設	し尿浄化槽	25(20)	50(40)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	25(20)	60(50)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設		25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの 排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの 排水量400立方メートル以上のもの	40(30)	40(30)	50(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(200)	
30(20)			30(20)	40(30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(200)		
20(10)			20(10)	30(20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(200)		

備考1～12 (略)

別表第3

円山川水域における有害物質以外のものに係る排水基準										
区分	許容限度									
	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌数
	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつき個〕
	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつきミリグラム〕	〔単位1リットルにつき個〕

新旧对照表

		現 行										
		リットル につきミ リグラ ム]	トルに つきミ リグラ ム]	ットルにつ きミリグラ ム]		リットル につきミ リグラ ム]	トルに つきミ リグラ ム]	トルに つきミ リグラ ム]	につきミ リグラ ム]	リットル につきミ リグラ ム]	トルに つきミ リグラ ム]	チメート ルにつき 個]
				鉦 油 類	動 植 物 油 脂 類							
既設 特 定 事 業 場	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
そ の 他 の 特 定 事 業 場	旅館その他の宿泊所	25 (20)	60 (40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業	25 (20)	60 (40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	研究、試験、検査等の業務用 の施設	25 (20)	60 (40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	し尿処理施設	25 (20)	90 (70)	—	—			—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設	25 (20)	90 (70)	—	—			—	—	—	—	—
	その他の業 種又は施設	排水量10立方 メートル未満 のもの	50 (40)	70 (50)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1
	排水量10立方 メートル以上 400立方メー トル未満の もの	40 (30)	60 (40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	排水量400立方 メートル以上 のもの	25 (20)	60 (40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)

備考 1 ~ 9 (略)

別表第4

矢田川及び岸田川水域における有害物質以外のものに係る排水基準

[illegible]

改 正 案

		リットルにつきミリグラム]	トルにつきミリグラム]	ットルにつきミリグラム]		リットルにつきミリグラム]	トルにつきミリグラム]	トルにつきミリグラム]	につきミリグラム]	リットルにつきミリグラム]	トルにつきミリグラム]	きコロニー形成単位]	
				鉍油類	動植物油脂類								
既設特定事業場	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
その他の特定事業場	旅館その他の宿泊所	25(20)	60(40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療業	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)	
	研究、試験、検査等の業務用の施設	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)	
	し尿処理施設	25(20)	90(70)	—	—			—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設	25(20)	90(70)	—	—			—	—	—	—	—	
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの	50(40)	70(50)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの	40(30)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)
排水量400立方メートル以上のもの		25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)	

備考 1 ~ 9 (略)

別表第4

矢田川及び岸田川水域における有害物質以外のものに係る排水基準

[illegible]

新旧対照表

現 行													
場 その 他の 特 定 事 業 場													
	旅館その他の宿泊所	25(20)	60(40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)	
	研究、試験、検査等の業務用の施設	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)	
	し尿処理施設	25(20)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設	25(20)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの	50(40)	70(50)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの	40(30)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
		排水量400立方メートル以上のもの	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)

備考 1 ～ 9 （略）

改 正 案

改 正 案													
場 その 他の 特 定 事 業 場													
	旅館その他の宿泊所	25(20)	60(40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)	
	研究、試験、検査等の業務用の施設	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)	
	し尿処理施設	25(20)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設	25(20)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの	50(40)	70(50)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの	40(30)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)
		排水量400立方メートル以上のもの	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(200)

備考 1 ～ 9 （略）